

海外旅行総合保険 「留学生向けプラン」

このチラシは留学生向けプランの概要を説明したものです。傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、治療・救援費用保険金、疾病死亡保険金、航空機遅延費用保険金、一時帰国中補償特約の補償内容、サービス内容、ご契約時における注意事項、ご契約後における注意事項、その他の注意事項等につきましては、海外旅行総合保険パンフレットに記載しておりますので、ご契約前に本チラシとあわせて必ずご確認ください。

海外での長期滞在では、借りているアパートで水漏れを起こしてしまったり、家の中に保管中のものが盗まれてしまうなど、短期間の海外旅行とは異なるリスクを抱えています。留学生向けプランは、そのようなリスクをカバーする留学生専用の特約（補償）を海外旅行総合保険にセットした留学生にオススメのプランです。

＜留学生専用特約とは＞

留学生賠償責任

日常生活に起因する事故や住宅の所有・使用または管理に起因する事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

たとえば

留学のためにアパートを借りて生活していたが、水漏れを起こしてしまい、法律上の賠償責任を負うことになった。



留学生生活用動産

被保険者（保険の対象となる方）の滞在する居住施設外で被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品（※）や居住施設・宿泊施設内に保管中の物（※）について生じた損害に対しても、保険金をお支払いします。

（※）保険の対象となる身の回り品、物の範囲については「保険金をお支払いする主な場合」をご確認ください。

たとえば

留学のためにアパートを借りて生活していたが、アパートに保管中の腕時計が盗まれてしまった。



他にも次の補償（特約）をご用意しています。

留学継続費用

被保険者の扶養者の方が事故により亡くなられたり、所定の重度後遺障害となった場合に被保険者の方が被る損失（留学を継続する費用）に対して保険金をお支払いします。
詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

＜特約セット時の注意事項＞

- 留学生専用の特約は「海外旅行総合保険パンフレット」の「ご契約タイプ」にはセットできません。本チラシ「ご契約タイプ」に記載のS82～S85、K83、K84のタイプにセットしてご契約ください。
(注) チラシに掲載のないご契約タイプをご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ご契約者は保険期間を通じて日本に在住する方とします。
- 被保険者は勉学、研修および技術習得を目的として海外の学校に在学する方とします（スポーツを目的とする留学については、お引受けをお断りすることや、お引受けの条件を制限することがあります。なお、観光を目的として海外に滞在する場合やワーキングホリデー等の場合はご加入いただけません。）
(注) 被保険者が責任無能力者の場合については、「保険金をお支払いする主な場合」をご確認ください。

- 補償内容が同様のご契約^(※)が他にある場合は、補償が重複することがあります。
補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご契約にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。
(※) 海外旅行総合保険以外のご契約にセットされる特約や他社のご契約を含みます。

＜補償重複となる可能性がある主な補償・特約＞

| | 今回ご契約いただく補償 | 補償の重複が生じる他のご契約の例 |
|---|-------------------------|---------------------|
| ① | 海外旅行総合保険の留学生賠償責任補償特約 | 自動車保険・火災保険の個人賠償責任特約 |
| ② | 海外旅行総合保険の留学生生活用動産損害補償特約 | 火災保険の携行品損害特約 |

- 留学生賠償責任をセットされたご契約において、被保険者が法律上の賠償責任を負担される場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになつたりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできることあります。

(注) 示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパン日本興亜にご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。

＜用語のご説明＞

| 用語 | 定義 |
|------|---|
| 住宅 | 被保険者の留学または旅行の目的のために供される宿泊施設もしくは居住施設をいい、その宿泊施設または居住施設の敷地ならびに敷地内の動産および不動産を含みます。 |
| 宿泊施設 | ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。 |
| 乗車券等 | 鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券 ^(※) 、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。 (※) 定期券は除きます。 |
| 留学 | 勉学、研修および技術習得を目的として海外に滞在することをいいます。 |

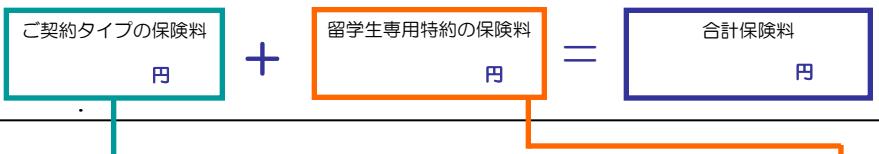
ご契約タイプ

- 保険期間は海外へ留学の目的をもってご自宅を出発してからご自宅に帰着するまでの期間に合わせて設定します（保険期間が31日以下の場合は留学生専用の特約をセットできません。）。
- 留学生生活用動産については、保険の対象1つ（1個、1組または1対）あたり10万円（保険の対象が乗車券等である場合は合計して5万円）を限度としてお支払いします。
- 保険期間が3か月以内の場合で、被保険者に旅行期間の中途で一時帰国する予定があるときは、「一時帰国中補償特約」をセットしてください。セットしない場合、保険期間中であってもご自宅への帰着と同時に保険責任が終了します。
(注) 保険期間が3か月超の場合は「一時帰国中補償特約」が自動セットされます。ただし、「数次海外旅行者に関する特約」をセットしたご契約および主な旅行先が日本のご契約にはセットされません。
- 治療・救援費用保険金額の無制限とは、ケガまたは病気等の事由の発生1回についての支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を一生涯補償するものではありません。
- 年齢、保険期間、引受条件等により、お引受けをお断りすることや、お引受けの条件を制限することがあります。
- 詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

最初にお読みください。



保険料計算



保険料計算例

1年間の留学で、ご契約タイプはS85をご選択し、留学生専用特約は下記ご契約例1をご選択された場合

| ご契約タイプ (S85) | 留学生専用特約 (ご契約例1) | 合計保険料 |
|-----------------|--------------------|------------|
| 269,680円 | 37,820円 | = 307,500円 |

- ・被保険者の同意（署名・捺印）をいただいた場合
⇒S82～S85、K83、K84のご契約タイプからお選びください。
- ・被保険者の年齢が15歳未満の場合
- ・被保険者の同意（署名・捺印）がいただけない場合
⇒S84、S85、K83、K84のご契約タイプからお選びください。

ご契約例からお選びください。
(注) 留学生専用特約は下記ご契約例以外の保険金額を設定することも可能です。ご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

ご契約タイプ（59歳以下の方用）

| ご契約タイプ | S82 | S83 | S84 | S85 | K83 | K84 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 傷害死亡・後遺障害 | 1億円 | 5,000万円 | 3,000万円 | 1,000万円 | 500万円 | - |
| 治療・救援費用 | 無制限 | 無制限 | 3,000万円 | 無制限 | 2,000万円 | 1,000万円 |
| 疾病死亡 | 3,000万円 | 2,000万円 | 2,000万円 | 1,000万円 | 500万円 | - |
| 航空機遅延 | 2万円 | 2万円 | 2万円 | 2万円 | 2万円 | 2万円 |

留学生専用特約 (留学生賠償・留学生生活用動産)

| | ご契約例1 | ご契約例2 | |
|--------|------------|---------|---------|
| 保険金額 | 留学生賠償 | 1億円 | 5,000万円 |
| | 留学生生活用動産 | 50万円 | 50万円 |
| 保険料 | 32日から34日まで | 7,950円 | 7,870円 |
| 保険期間 | 39日まで | 8,700円 | 8,610円 |
| 53日まで | 9,460円 | 9,360円 | |
| 2か月まで | 10,220円 | 10,120円 | |
| 3か月まで | 10,970円 | 10,860円 | |
| 4か月まで | 13,620円 | 13,480円 | |
| 5か月まで | 16,640円 | 16,480円 | |
| 6か月まで | 19,280円 | 19,090円 | |
| 7か月まで | 21,940円 | 21,720円 | |
| 8か月まで | 24,580円 | 24,330円 | |
| 9か月まで | 27,250円 | 26,970円 | |
| 10か月まで | 29,890円 | 29,580円 | |
| 11か月まで | 32,530円 | 32,200円 | |
| 1年まで | 35,180円 | 34,830円 | |
| 2年（※） | 37,820円 | 37,440円 | |
| | 75,650円 | 74,890円 | |

（※）1年を超えるご契約において保険料表に記載のない保険期間（1年6か月等）の保険料につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

（注）保険始期時点での被保険者の年齢が59歳以下の方を対象としています。60歳以上の方は取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

補償内容のご説明

| 保険金種類 | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|-------------|--|--|
| 留学生賠償責任保険金 | <p>責任期間中に発生した住宅の所有・使用・管理または日常生活（住宅および住宅以外の不動産の所有・使用・管理を除きます。）に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、または他人の財物を壊したりもしくは紛失したりしたこと等によって、法律上の賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（免責金額はありません。）。ただし、1回の事故につきお支払いする損害賠償金は、留学生賠償責任保険金額を限度とします。</p> <p>（注1）被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負ったときも損害賠償金をお支払いします。</p> <p>（注2）賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●故意 ●戦争、その他の変乱（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等 ●被保険者の親族に対する損害賠償責任 ●被保険者の職務遂行またはアルバイト業務の遂行に起因する損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●航空機、船舶^(※1)、車両^(※2)、銃器^(※3)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者が所有、使用または管理する財物の破損・汚損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任（宿泊施設のルームキー、賃貸業者から借りた旅行用品または生活用動産は除きます。）など <p>（※1）原動力がもっぱら人力であるもの、ヨットおよび水上オートバイを除きます。</p> <p>（※2）原動力がもっぱら人力であるもの、ゴルフ場の乗用カートおよびレジャーを目的として使用中のスノーモービルを除きます。</p> <p>（※3）空気銃を除きます。</p> |
| 留学生生活用動産保険金 | <p>責任期間中に保険の対象が盗難・破損・火災等の偶然な事故により損害を受けた場合、保険の対象1つ（1個、1組または1対）あたり10万円（保険の対象が乗車券等である場合は合計して5万円）を損害額の限度として、時価額または修繕費のいすれか低い額をお支払いします（免責金額はありません。）。ただし、同一保険年度内の事故による損害に対して、留学生生活用動産保険金額を限度とします。</p> <p>（注1）保険の対象とは、バッグ、カメラ、時計、衣類、旅券等、被保険者が責任期間中に携行する、または留学のために宿泊施設もしくは居住施設（その宿泊施設もしくは居住施設の敷地内の動産および不動産を含みます。）に保管する被保険者所有の物または旅行前に旅行のために無償で借り入れた物をいいます。ただし、携行しない別送品および下記のものは保険の対象に含まれません。</p> <p>△現金、小切手△クレジットカード、自動車・原動機付自転車以外の運転免許証、定期券△コンタクトレンズ、義歯△船舶、自動車、原動機付自転車△動物、植物△稿本、設計書△商品もしくは製品等△データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物△危険な運動（ピッケル等の登山用具を使用する山岳登攀、ハンググライダー搭乗等）を行っている間のその運動のための用具およびウインドサーフィン、サーフィン等の運動を行うための用具△クリーニング、一時荷物預かりおよび修理等のため有償で業者に委託した物など</p> <p>（注2）「時価」とは同等なものを新たに購入するのに必要な金額から、使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。</p> <p>（注3）旅券の損害については、1回の事故につき5万円を限度として、発給費用（宿泊費・交通費等を含みます。）をお支払いします。</p> <p>（注4）自動車・原動機付自転車の運転免許証の損害については、国または都道府県に納付した再発給手数料をお支払いします。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●戦争、その他の変乱（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等 ●差し押さえ、没収 ●無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による損害 ●保険の対象の欠陥あるいは自然の消耗、性質によるさび・かび・変色・蒸発、ねずみ食い、虫食い等または汚損・すり傷等機能に支障をきたさない外観の損害 ●詐欺または横領 ●置き忘れまたは紛失 ●偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 ●保険の対象に対する修理、調整、清掃等の作業上の過失または技術の拙劣 ●国等の公権力の行使。ただし、火災消防あるいは避難処置による場合や、空港等における安全確認検査等において手荷物にかけていた錠が壊された場合を除きます。 ●楽器の音色または音質の変化 ●ガラス器具、美術品の破損（火災・盗難等の事故の結果として生じた場合を除きます。）など |

～保険期間が1年を超えるお客様へ～

クーリングオフ（契約申込みの撤回等について）

ご契約のお申込み後であっても、お客様がご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回（以下、「クーリングオフ」といいます。）することができます。なお、次の契約はクーリングオフをすることができません。

<クーリングオフできないご契約>

- ・営業または事業のためのご契約・法人または社団・財団等が締結したご契約・質権が設定されたご契約
- ・ご契約をお申込みの際は、必ず「クーリングオフ説明書」（申込書の重要事項等説明書に記載）の内容をご確認のうえ、お申しみください。

★このチラシは「海外旅行総合保険 留学生向けプラン」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、ポケットガイド（ご契約のしおり・約款集）等をご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

★ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方にもこのチラシに記載した内容をお伝えください。また、ご契約の際は、ご家族の方にもご契約の内容をお知らせください。



SOMPO ホールディングス
損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL.03-3349-3111

<公式ウェブサイト> <http://www.sjnk.co.jp/>

お問い合わせ先